

## ○財団法人吹田市文化振興事業団の設立許可

（昭和59年11月30日）

教 委 総 第 6 8 1 号

昭 和 5 9 年 1 1 月 3 0 日

財団法人 吹田市文化振興事業団

設立代表者 榎 原 一 夫 殿

大 阪 府 教 育 委 員 会

教 育 長 黒 田 幸 雄

### 財団法人吹田市文化振興事業団の設立許可について(通知)

昭和59年11月5日付けで申請のあった財団法人吹田市文化振興事業団の設立については、昭和59年11月30日付けで許可がありましたので通知します。

今後は、法人としての設立目的に従い、「民法」及び「大阪府教育委員会の主管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則」等を遵守し、円滑な運営が図られるよう御配慮願います。

なお、民法第45条第1項の規定により設立登記をしたときは、遅滞なく登記簿謄本を添えて報告して下さい。

大阪府教委指令総第 68 | 号

大阪府吹田市泉町2丁目29番1号

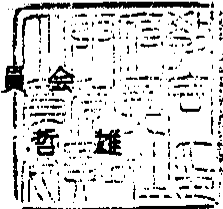
財団法人吹田市文化振興事業団

設立代表者 榎 原 一 夫

昭和59年11月 5日付け申請の財団法人吹田市文化振興事業団の設立を  
許可する。

昭和59年11月30日

大阪府教育委員会  
委員長 若 槻 香 雄



大阪府教委指令教委総第3921号

大阪府吹田市泉町二丁目29番1号  
吹田市文化会館内  
財団法人吹田市文化振興事業団

平成23年10月24日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

平成24年3月19日

大阪府知事 松井 一朗



1. 法人コード：A001869
2. 法人の名称：財団法人吹田市文化振興事業団
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人吹田市文化振興事業団
4. 代表者の氏名：荒起 一夫
5. 主たる事務所の所在場所  
大阪府吹田市泉町二丁目29番1号吹田市文化会館内
6. 公益目的事業  
(1) 市民の文化活動の振興を図る事業
7. 収益事業等  
(1) 市民の文化活動の振興に資する事業
8. 旧主務官庁の名称：大阪府教育委員会

